中之島シティ法律事務所報

NC Law Letter

第29号

Vol.29

October.2026



巻頭言（池田　聡）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
肖像権について（松下　聡）・・・・・・・・・・・・・・・３
改正労働施策総合推進法におけるカスハラ対策の概要
（小松　大登）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
人はどのように歳をとっていくのか（三山　峻司）・・・７
久し振りの海釣り（阪口　誠）・・・・・・・・・・・・・８
万博思い出なんでもＴｏｐ３（湯浅　靖）・・・・・・・・８
近況報告（安田　幸司）・・・・・・・・・・・・・・・・・９
近況のご報告―セミナーのお話など（矢倉　雄太）・・・９
Kim & Chang 法律事務所（ソウル）訪問のご報告
（西川　侑之介）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
命懸けの祭典（大東　あい）・・・・・・・・・・・・・・１０
出版案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

巻 頭 言

弁護士　池田　聡

さわやかな季節となってまいりました。皆さまはいかがお過ごしでしょうか。

気候が落ち着いたのとは裏腹に、９月から１０月にかけて、不正アクセスと情報漏洩の事件が、今までにない規模で多数発生し、大きな問題となっております。私が非常勤講師を務めております大阪公立大学でも、ランサムウェアによるシステムダウンによって、講義ができないという事態が生じてしまいました。情報漏洩による実害が生じている可能性も否定できないところです。

以前は情報漏洩の最大の原因は、重要な情報の資料が入った鞄を置き忘れるというような、人による情報管理の過誤や、怪しいメールの添付ファイルを開いてしまったというような個人レベルの過誤によるウイルス感染が挙げられていました。もっとも、あまりに頻発する昨今の不正アクセス・情報漏洩の事案は、昔ながらの要因ではなく、ＡＩが進歩したことにより、今までよりも攻撃側がシステムの脆弱性を発見することが容易になった面があるのかもしれません。そうなりますと、一般ユーザーではできる対策は限られることとなりますが、今まで以上に、セキュリティルールを遵守することが個人レベルでの可能な対策と考えられます。

ＡＩの進歩という面で、私が最近感じるのは、弁護士を代理人としない本人訴訟でのＡＩの活用です。現在のＡＩは、弁護士が代理人として、訴状や準備書面の作成を委ねるレベルではないと考えておりますが、作成者によっては、一定程度の内容の書面を作成することはできるものになります。そのため、代理人弁護士を選任しない本人訴訟においては、ＡＩが作成したと思われるような準備書面が提出されており、実際にそのような訴訟が増加してもいるようです。もちろんＡＩで作成した準備書面においては、存在しない裁判例を引用していたというような事案もあったようですし、ＡＩのアドバイスに従って訴訟を提起したところ、逆に損害賠償請求訴訟を起こされたというようなニュースもあったところですので、ＡＩの活用には注意が必要ですが、少額の訴訟を提起したい場合に、ＡＩのサポートを受けて準備を行うということは考えられるところです。もっとも、ＡＩの活用により訴訟提起のハードルが下がりますと、これまでは紛争として表に出てこなかった事案が紛争となってしまい、当事者の負担が増える結果になってしまうということも考えられます。

ＡＩがこれからも進歩していくことは間違いないところですので、その波に乗り遅れずにＡＩを活用していくべきことはもちろんですが、進歩するＡＩによって生じた新たな事象にどのように対応すべきかという場面でも、法律事務所として出来ることを検討していきたいと考えております。

肖像権について

弁護士　松下　聡

１　肖像権の概要

肖像権とは、各個人が持つ「自己の肖像（容貌やその画像等）について、みだりに撮影、公表、利用されない権利」と考えられます。なお、以下「撮影」にまとめますが、イラスト等による容貌の再現を含みます。

肖像権について直接的に定めた法律は無く、憲法第１３条（幸福追求権）から導かれる人格権に由来する人格的利益あるいは権利として、裁判例によって認められてきました。最高裁判所平成１７年１１月１０日判決では、肖像権侵害の有無は「被撮影者の社会的地位，撮影された被撮影者の活動内容，撮影の場所，撮影の目的，撮影の態様，撮影の必要性等を総合考慮して，被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうか」により判断されます。

東京地裁令和４年１０月２８日判決を引用すると、①被撮影者の私的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が公共の利害に関する事項ではないとき、②公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が社会通念上受忍すべき限度を超えて被撮影者を侮辱するものであるとき、③公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が公表されることによって社会通念上受忍すべき限度を超えて平穏に日常生活を送る被撮影者の利益を害するおそれがあるときに、肖像権を侵害し、不法行為法上違法となると判示しています。

２　肖像権を侵害しないための判断基準

上記東京地裁令和４年判決の類型を元に、肖像権を侵害しないための基準を検討します。また、後述に参考になると思われる近時の裁判例を極めて簡単に紹介していますので、関連するものの番号を付しています。

（ア）承諾を得ていること

撮影および利用について被撮影者の承諾を得ている場合は、肖像権を侵害する余地は無いと考えられます。仮に撮影自体の承諾を得ていた場合でも、承諾を得ていない方法で利用・公表などした場合は、肖像権を侵害する可能性があるため、注意が必要です（①）。

（イ）私的領域を撮影したものでないこと

自宅など他人に見られることを前提としない私的領域における個人を撮影等することは、プライバシー侵害にも該当するものであり、肖像権を侵害する可能性が高いと考えられます。

なお、「公共の利害に関する事項」にかかる場合は違法といえないとされますが、これは犯罪報道や不正の告発などの場合が考えられます。

（ウ）侮辱等に該当しないこと

社会通念上受忍すべき限度を超えた侮辱・名誉棄損等に該当する肖像利用は、肖像権

も侵害する可能性が高いと考えらえます（①②③⑤）。
（エ）受忍限度を超えて平穏を侵害しないこと
　たとえば自宅や勤務先が明らかになるなど上記（イ）以外でプライバシーを侵害する場合、あるいは一般私人に過度な注目が集まるなど生活の平穏を害する場合も、肖像権を侵害する可能性があると考えられます（②⑤）。
（オ）その他
　上記の類型に該当しなくても、例えば全く正当な理由が無い撮影など、不法行為に該当するケースもあります（④）。
　紛争を避けるという意味でも、やはり可能な限り同意を得ることが安全だと考えられます。

３　近時の裁判例
＜肖像権侵害とされた事例＞
①東京地裁 R5.3.24　顔を出さないことを条件に取材に応じた詐欺事件の被疑者につき、逮捕直後に取材時の無加工の映像をテレビ放映
②東京地裁 R5.6.14　判時 2621.35　労使紛争中、「パワハラ理事長」等の文言とともに精度の高い理事長の似顔絵を掲載したビラを配布
③東京地裁 R6.9.24　学校の文化祭でソーセージを食べようとしている写真に、卑猥な文言を添えて SNS に投稿
④鳥取地裁倉吉支部 R7.1.21 労判 1333.45　職場で同僚（勤務中の普通の姿）を繰り返し盗撮（人格的利益の侵害と認定）
⑤大阪地裁 R7.10.24 本人が勤務する会社サイトで公開されていた肖像を、いとこが韓国で死刑判決（冤罪と判明）を受けた等の事実を示して転載
＜肖像権侵害に該当しないとされた事例＞
⑥東京地裁 R5.1.24　私人ではあるが自ら SNS で容貌を公開し著名となっている者につき、取材中に明示的な同意なく撮影した写真をネットで公開
⑦東京地裁 R5.7.26　武道大会の演武の様子について、主催者が参加者の明示的な同意を得ることなく撮影・DVD として一般販売
⑧東京地裁 R5.12.11 専属モデルの写真につき、契約解除を争う訴訟係属中も芸能事務所がホームページに掲載を継続
⑨東京地裁立川支部 R7.9.11　いじめの被害児童が、加害児童と写った集合写真の卒業アルバムへの掲載を拒否するも、そのまま掲載
⑩東京地裁 R7.9.16　探偵業者がホテルのラウンジでの事情聴取中、調査対象者を撮影（後に「詐欺師」等とした記事を公開したことは違法と認定）

改正労働施策総合推進法におけるカスハラ対策の概要

弁護士　小松　大登

1.　はじめに

２０２６年１０月１日に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）の改正法が施行されました。これにより、カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」といいます。）の対策を講じることが事業主に義務づけられました。

当該義務の根拠となる条文は労働施策総合推進法３３条１項です。また、同条４項に基づき、「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（以下「カスハラ指針」といいます。）が定められています。事業主がカスハラ対策を適切かつ有効に実施するためには、その内容を把握することが重要でしょう。

本稿では、カスハラの意義及び事業主が講ずべき措置の内容についてご紹介いたします。

2.　カスハラとは

まず、カスハラ指針は、職場におけるカスハラを、職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであるとしています。もっとも、顧客等からの苦情のうち、客観的にみて、社会通念上許容される範囲で行われたものは、正当な申入れであり、カスハラには当たりません。

このうち、要素②の「社会通念上許容される範囲を超えた」言動とは、ア）顧客等の言動の内容が契約内容からして相当性を欠くものや、イ）手段や態様が相当でないものを指します。そして、ア）の典型的な例として、そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求や、不当な損害賠償要求などが挙げられています。また、イ）の例として、身体的な攻撃（暴行、傷害等）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）や、拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）などが挙げられています（カスハラ指針６頁以下）。

これらの典型例から分かるように、顧客等の言動には、暴行、傷害や土下座の強要といった、およそ「社会通念上許容される範囲」には該当しないと考えられるものもある一方で、損害賠償の請求といった、その内容を精査しなければ「社会通念上許容される範囲」に該当するか判断が難しいものも含まれます。

3.　事業主が講ずべき措置

事業主は、職場におけるカスハラを防止するため、次の措置を講じなければなりません（カスハラ指針１１頁以下）。

①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
③職場におけるカスハラに係る事後の迅速かつ適切な対応
④職場におけるカスハラへの対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置
⑤上記①から④までの措置とあわせて講ずべき措置

措置①には、職場におけるカスハラの内容及びあらかじめ定めた職場におけるカスハラへの対処の内容を、管理監督者を含む労働者に周知することが含まれます。この点、厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」では、顧客等のクレームへの初期対応の手順やハラスメントの類型別の対応例が記載されており、また、厚生労働省のホームページでは、業種別のカスハラ対策マニュアルを閲覧することができ、カスハラへの対処の内容を検討する際の参考になります。

また、事業主は、職場におけるカスタマーハラスメントの抑止のための措置として、労働者に対し過度な要求を繰り返すなど特に悪質と考えられるものへの対処の方針をあらかじめ定め、管理監督者を含む労働者に周知するとともに、当該方針において定めた対処を行うことができる体制を整備する必要があります（措置④）。そして、対処の方針の例として、暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については警察へ通報することや、行為者に対して店舗及び施設等への出入りを禁止することが挙げられています。なお、当該方針に記載する対処の内容を検討するに当たっては、各業法等による定めがある場合等、業種・業態等により必要な対応が異なる場合があることに留意する必要があります。

さらに、その他の措置は、パワハラ防止指針に定められた措置と内容が同一又は類似しているため、従来、職場においてパワハラ対策として講じてきた措置をカスハラ対策の参考にすることができるでしょう。

4. おわりに

企業には従業員に対する安全配慮義務があり、カスハラへの対応を怠った場合も安全配慮義務違反となると考えられています（「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」１６頁）。実際、裁判例には、カスハラ対応が不十分であったことで安全配慮義務違反が認められたものがあります（長崎地裁令和３年１月１９日判決）。そして、今後の裁判実務において、カスハラ指針で定められたカスハラ防止のための措置を講じていないことが企業の安全配慮義務違反を認める方向にはたらく事情と評価される可能性は十分にあります。このようなリスクに備える意味でも、カスハラの対策を行うことは重要でしょう。

人はどのように歳をとっていくのか

弁護士・弁理士・社会福祉士　三山峻司

事務所の帰りはバスである。お年寄りや杖の人などを見ると間髪を入れず席を譲る。間髪が大事で誰よりも一番に真っ先に声を掛けることにしている。どうしようか考える時間があるのはよくない[i]。

ところが、先日、ショッキングな出来事があった。地下鉄に乗り込み吊革を握った。と前に座っていたスーツ姿の若者が席を譲るという。固辞した。しかしどうしてもと強く言ってくれる。有難く（内心は仕方なく）その言葉に従った。歳相応（年寄り）に見えたのだろうか。そうに違いない。と同時に「私たちの老いのきっかけになるのは他人のまなざしであり、そのあとで私たちはゆっくりと他人の判断に調子を合わせるのである。」[ii]という言葉を想起した。

そのことをさらに思い知らされた。大阪府公安委員会から送られてきた「認知機能検査及び高齢者講習のお知らせ」である。早々に５月のある土曜日、最寄りの指定された教習所に赴き受講した。前半は短期記憶の測定であろう、動物・果物・乗り物など何枚かの絵を見せられ、途中、違った作業をさせられて後に、先に見た絵を幾つ言い当てることができるかというもので、その後に動体視力、水平視野などを受け、運転適性診断書の交付を受けた。講習の後半は実車による指導である（何十年も運転していないペーパーゴールド免許保有者である。ミラーの左右確認が出来ていないと厳しい指摘を受けたのも当然かとこちらは納得した）。視力検査の結果や衰えも歳相応と自分の年齢や能力を実に客観的に見せられた思いがした。

他人のまなざしではなく、自覚的に感じるのは、自身の足の爪をかがんで切りにくくなったことである。体が固くなり（腹部の膨らみも手伝い）手が足の爪までなかなか伸ばせないのである。

ともあれ歳を経るとともに感じるのは、自分に残された時間軸の中で何をするかと自問する思案が出来るようになることである（残る時間量が多い若い時には真剣にはそのような思考はできなかった）。このような思案は、ある意味、外部に縛られない解放感を感じさせてくれる。老齢者の特権といえるとも思える[iii]。この特権を行使しない手はないだろうとも思うこの頃である。



〈出来るときにしたいことにトライする〉

[i] 「できるだけ多くの有益なる行動を、自動機械的に習慣化することが必要であります。…優柔不断ということのほかなにも習慣化されていないような人、煙草に火をつけることでも、一杯の水を飲むことでも、毎日起きたり寝たりする時刻のことでも、すべてちょっとした仕事とを始めるのに、いちいち明らかに有意的なる思慮を費やさねばならぬ、というような人物くらい、世にも惨めな人間はありません」ウィリアム・ジェイムズ「心理学について―教師と学生に語る」（大坪重明訳　日本教文社）69頁。

[ii] 「八十路から眺めれば」（マルコム・カウリー　小笠原豊樹訳　草思社）31頁。

[iii] 老年は「じつは知恵は増えて精力は衰えるという、魅力的な組み合わせなのだが。」（E.M.フォースター「フォースター老年について」（小野寺・川本・小池・中井・北條訳　みすず書房３頁）。

久し振りの海釣り

弁護士 阪　口　誠



９月１９日（土）、久し振りに海釣りに行ってきました。メンバーは、当事務所の若手弁護士である小松大登弁護士（殆ど未経験）と私の長男、長男の友人３名の計６名で、若狭湾に船を仕立てて出航しました。

週間天気予報では、曇り時々雨で台風も南海上に近づきつつあったので出船できないのではないかと心配しておりましたが、以外と晴れ時々曇りという天気で小松弁護士の普段の行いの賜物だったのかも知れません。

釣果の方もまずまずで私と長男とで真鯛６、レンコ鯛８、鯖５、アジ６、イトヨリ１でした。小松弁護士の方も釣果は素晴らしく（ビギナーズラック？）、自宅でご家族に手伝ってもらいながらも自分で造り（温かい造りになったそうです）、味噌煮、塩焼きなどにしたそうです。釣った魚は、１日、２日だけなら美味しく食べられるのですが（特に、大きいアジの刺身は美味です）、毎日毎日魚料理が続きで、魚肉倦怠気味になるものの、釣り好きにとっては止められない趣味のようです。

万博思い出なんでも Top３

弁護士　湯浅　靖

大阪関西万博が閉幕して早くも１年が経過しようとしています。灼熱地獄の中、椅子持参で何時間もパビリオンに並んだ、あの熱狂の日々を思い出すことが度々あります。ワールドカップで「サウジアラビア×スペイン」、「カナダ×スイス」、「オーストリア×ヨルダン」を見て万博を思い出し、万博にも参加していたカーボベルデの躍進に熱狂した私は、未だに万博中毒症と診断されそうです。私自身が体験した中で、独断と偏見の万博 Top３を作成しました。以下、字数制限のため羅列します。

①海外パビリオン：１サウジアラビア、２チェコ、３ヨルダン、②国内パビリオン：１命の未来、２クラゲ館、３住友館、③思い入れ施設：１西ゲート、２大屋根リング、３給水スポット、④イベント：１ブルーインパルス、２大曲花火、３モナコ館ワイン飲み比べ、⑤食事：１ 水空、２ サウジアラビア、３ ハンガリー、ポルトガル、スペイン、ベルギー、セルビア、トルクメニスタン、アフリカンダイニング、とんかつ乃ぐち、くら寿司、⑥テイクアウト食事　１フィリピン、２ネパール、３マレーシア、チュニジア、英国、⑦店内ビール：１チェコ、２ベルギー、３ドイツ、⑧持ち帰りビール：１ベルギー、２マルタ、３ネパール、英国、⑨コーヒー：１ポルトガル、２スペイン、３北欧館、⑩コーヒー豆：１北欧館、２ブルンジ、３コロンビア、⑪T シャツ：１トルクメニスタン、２PARCO、３とんかつ乃ぐち、サウナ、⑫乗り物：１イームーバー、２バス（桜島、夢洲）、タクシー、３地下鉄中央線

近況報告

弁護士　安田　幸司

今年は、お盆休みの期間（８月１３日から２泊３日）に家族で韓国（ソウル）に行きました。お盆の時期なので、関西国際空港は混雑していると思い、初めて神戸空港から国際線を利用してみました。お盆の時期であったにも関わらず神戸空港はガラガラで非常に便利でした。

さて、約２０年振りのソウル。当時のイメージは「少し汚い街だなぁ」というものでしたが、今は大きく様変わりしており、非常に綺麗な街になっているように感じました。友人にオススメの店を教えてもらい行ったサムギョプサルのお店が非常に美味しく、そして安く、私も、家族も大変満足しました。

近すぎることから逆に行くことを避けていた韓国。久しぶりに行ってみたら非常に楽しめました。今後も、また、フラッと韓国に行ってみようと思います。

近況のご報告―セミナーのお話など

弁護士・弁理士　矢倉　雄太

秋の気配が深まる今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。

今年の夏は台風や雨が多かった印象で、多くの地域で冠水や浸水が起きる報道もございました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、私からは、近況報告としまして、今後開催予定のセミナーのご案内をいたします。本年の１０月２７日（火）、西川弁護士とともに、INPIT 大阪府知財総合支援窓口様と大阪府よろず支援拠点様共催に係る、「商標法」に関するオンラインセミナーの講師として登壇させていただきます（https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/osaka/news/inpit20261.html）。同セミナーでは、事業活動において重要な「ブランド」と密接に関わる「商標」について、その基礎知識と実務をストーリー仕立てで解説します。舞台は、小さな焼き菓子店。主人公は、自ら考えた店名で事業を始めますが、ある日突然、第三者から商標権侵害を理由とする警告書を受け取ります。このストーリーを通じて、商標の基礎や出願手続、商標登録をしないことのリスク、侵害警告を受けた際の初動対応、クリアランス調査、指定商品・役務の選び方などを実践的に解説いたします。同じく両団体様共催の予定にて、本年１２月には「特許権の侵害訴訟対応」に関するセミナー、来年３月には「契約法務」に関するセミナーを準備しております。各セミナーはいずれも、どなたでも無料でご参加可能です。皆様ご多用のところとは存じますが、是非ご参加いただけますと有難く存じます。

最後に、私事でございますが、娘も現在では３歳１１カ月となり、今年の４月からは幼稚園に入園しております。幼稚園に入園してからというもの、お話もますます上手にできるようになり、「どこでそのような言葉を覚えたのか」と驚く日々が続いております。おかげさまで公私ともに充実しており、日々感謝でございます。

引き続き業務に邁進していまいりますので、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

Kim & Chang 法律事務所（ソウル）訪問のご報告

弁護士・弁理士　西川　侑之介



本年６月に韓国・ソウルの Kim & Chang（金・張）法律事務所を訪問いたしました。当日は、キム・ウォン弁護士をはじめ計４名の先生方に温かくご対応いただきました。

訪問では、知的財産事件への対応に関して、双方から質問を出し合い、活発に意見交換を行いました。日本と韓国とでは、手続の進め方や実務上の運用に異なる点も多く、先生方から伺った韓国での実務の考え方は、大変学びの多いものでした。国境を越えた知的財産の紛争や案件では、現地の実務を理解し、信頼できるカウンターパートと連携できることが不可欠であると、あらためて実感しております。今回築いたご縁を大切にしながら、今後は韓国に関連する業務にもいっそう力を入れ、日本企業と韓国企業との間の取引上の法的問題の対応など、活動領域をさらに広げて、クライアントの皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

命懸けの祭典

弁護士　大東　あい

シルバーウィークに合わせて夏季休暇をいただき、スペインを訪れました。

バルセロナ滞在中、ちょうど祭典の時期と重なり、「人間の塔」という行事を見る機会に恵まれました。日本の組体操にも似た伝統行事ですが、大規模なものでは 10 メートルを超える高さになることもあり、まさに命懸けの祭典です。各地域のチームが、老若男女を問わず一丸となって塔を築いていきます。土台を支えるのは若い男性が多く、頂上には子どもたちが登ります。大勢の観客が見守る中、一人ひとりが自分の役割を懸命に果たし、少しずつ塔が高くなっていく姿には、強く心を揺さぶられました。

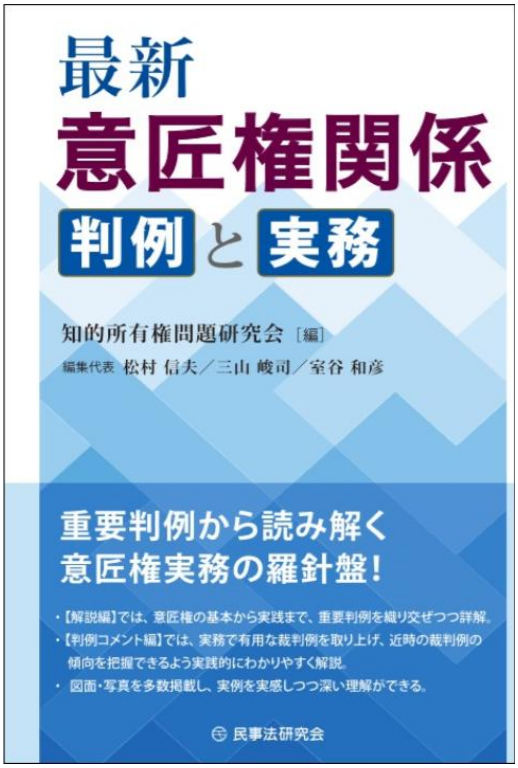
特に印象に残ったのは、塔が完成した後の光景です。やり遂げた充実感にあふれた笑顔や、イベント終了後にアイスクリームを楽しみながら疲れを癒やしている子どもたちの姿を見ていると、自分自身の運動会の思い出がよみがえりました。言葉も文化も異なる国で、万国共通の喜びを分かち合えたような気がいたします。

塔の頂上に立つ子どもたちが安心して上を目指せるのは、その下で大勢の人がしっかりと支えているからこそだと思います。その姿を見て、私自身も日々皆様に支えていただいていることを、改めて痛感いたしました。

帰国後は、周りの方々への感謝を胸に、執務に取り組んでおります。心からリフレッシュすることができ、忘れられない休暇となりました。

◇ 出 版 案 内 ◇

当事務所弁護士三山峻司、同池田聡、同矢倉雄太、
同西川侑之介及び同大東あいが執筆に加わった
『最新　意匠権関係判例と実務』が令和８年７月２２日
に民事法研究会から出版されました。
本書は、意匠法の基礎から、出願・審査、意匠権の効力、
意匠の類否、侵害訴訟、審判・審決取消訴訟に至るまでを、
実務の流れに沿って体系的に解説する第１部と、
近時の重要判例 55 件を取り上げ、実務上押さえて
おくべき判断のポイントや裁判例の傾向について触れた第
2 部で構成されています。
本書では、最新の注目裁判例を幅広くカバーするとともに、
意匠権紛争の事案を具体的に理解していただくために、
図面や写真を豊富に盛り込んでいます。
ぜひ本書を手に取っていただき、
日々の業務にお役立てください。



所属弁護士

弁護士・弁理士 社会福祉士　三山 峻司	弁護士　阪口 誠	弁護士　湯浅　靖
弁護士　池田　聡	弁護士　松下 聡	弁護士 ＮＹ州弁護士　安田 幸司
弁護士・弁理士 博士（法学）　矢倉 雄太	弁護士 弁理士　西川 侑之介	弁護士　大東　あい
弁護士　小松 大登		

中之島シティ法律事務所
〒５３０－０００５
大阪市北区中之島２丁目２番２号
大阪中之島ビル９階
TEL　０６－６２０３－２３５５
FAX　０６－６２０３―２３５６
http:www.nclaw.jp　E-mail　: info＠nclaw.jp

